

広島市条例第 4 9 号

令和 8 年 9 月 2 8 日

広島市健康づくりセンター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

広島市健康づくりセンター条例の一部を改正する条例

広島市健康づくりセンター条例（平成元年広島市条例第 3 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「科学的知識の」を削る。

第 3 条の見出しを「（健康管理・増進センター）」に改め、同条中「次の施設」を「健康管理・増進センター」に改め、同条各号を削る。

第 4 条第 2 号中「健康科学館」を「健康管理・増進センター以外の施設」に改め、同号中アを削り、イをアとし、ウ及びエを削り、オをイとし、カをウとする。

第 6 条を削る。

第 7 条中「、設備又は健康資料をき損し」を「又は設備を損傷し」に改め、同条を第 6 条とし、第 8 条から第 1 3 条までを 1 条ずつ繰り上げる。

別表を削る。

附 則

この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。